

改 正

現 行

<p>（特定装置の種類） 第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～四（略）</p>	<p>（特定装置の種類） 第二条 法第七十五条の二第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～四（略）</p>
<p>四の二 法第四十一条第三号の操縦装置のうち施錠装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）</p> <p>四の三 法第四十一条第三号の操縦装置のうち原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置（以下「イモビライザ」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）</p> <p>五～二十二（略） 二十二の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方照射灯 二十三～四十（略） 四十の二 法第四十一条第十四号の警報装置のうち自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盗難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）</p> <p>四十一～四十六（略）</p>	<p>五～二十二（略） 二十三～四十（略） 四十一～四十六（略）</p>
<p>（指定を受けたものとみなす特定装置） 第五条（略）</p>	<p>（指定を受けたものとみなす特定装置） 第五条（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>特定装置の種類</p>	<p>規則番号</p>

四 第一条第四号の施錠装置	第六十二号
四の二 第一条第四号の二の施錠装置	第十八号第二改訂版 第百十六号
四の三 第一条第四号の三のイモビライザ	第九十七号改訂版 第百十六号
(略)	(略)
十八 第一条第二十二号の前部霧灯	第十九号第二改訂版
十八の二 第一条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号
(略)	(略)
三十四 第一条第四十号の停止表示器材	第二十七号第三改訂版
三十四の二 第一条第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版 第百十六号
三十五～三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特定装置の種類	a
(略)	(略)
第二条第四号の施錠装置	8以上
第二条第四号の二の施錠装置	
第二条第四号の三のイモビライザ	
(略)	

四 第一条第四号の施錠装置	第六十二号
(略)	(略)
十八 第一条第二十二号の前部霧灯	第十九号第二改訂版
(略)	(略)
三十四 第一条第四十号の停止表示器材	第二十七号第三改訂版
三十五～三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

特定装置の種類	a
(略)	(略)
第二条第四号の施錠装置	8以上
(略)	

(略)	(略)	(略)
第二条第二十二号の二の側方照射灯	5以上	(略)
第二条第二十三号の車幅灯		5以上
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	8以上	(略)
第二条第四十号の停止表示器材		8以上
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置		
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
第二条第二十三号の車幅灯	5以上	(略)
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	8以上	(略)
第二条第四十号の停止表示器材		
(略)	(略)	(略)